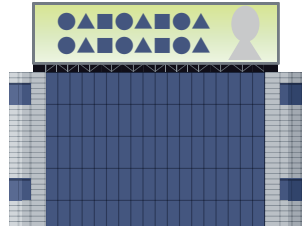




屋外広告物を適切に設置・管理 しましょう

9月1日から10日までは「屋外
広告物適正化旬間」です。
屋外広告物の設置や管理につい
て、ルールを知っておきましょう。



屋外広告物の設置には許可申請が必要です

会社や店舗の外に設置する看板やポスターなどを屋
外広告物といいます。屋外広告物は、まちの景観にに
ぎわいを与える一方で、過剰に設置すれば景観を損ね
ることもあります。

自己の店舗名や事務所名、営業内容を表示する広告
物を設置する場合、三重県屋外広告物条例で定める許
可申請が必要です。

また、設置を行う屋外広告業者は三重県知事の登録
が必要です。屋外広告物の設置を依頼する場合は、登
録を受けていることを確認してください。

わたしたちのまちを安全で住みよいまちにしてい
くためにも、屋外広告物の大きさや高さ、点検などのル
ールを守りましょう。



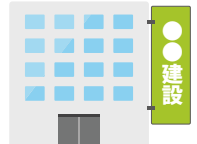
壁面広告



広告板



屋上広告



突出広告

禁止地域

原則、屋外広告物の設置が認められない地域として
「禁止地域」を定めています。この地域内では、自家
用広告物や道標など、限られた広告物の設置のみ許可
します。



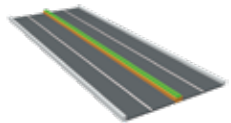
このような場所には 屋外広告物は設置できません



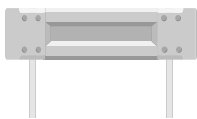
○信号機



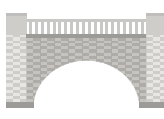
○道路標識



○道路の
分離帯



○ガードレール



○橋りょう



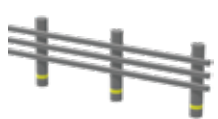
○歩道橋



○トンネル



○街路樹



○歩道柵

屋外広告物による危険な事故を防ぎましょう

全国的に屋外広告物の落下や倒壊による事故
が発生しています。

屋外に設置されている広告物は、時間の経過
とともに部材の腐食、ゆるみ、亀裂などが発生
し、危険な状態になることがありますので、広
告物の設置者や管理者は、定期的な点検や修繕
を行い、適切に広告物
を管理しましょう。

詳しくは、市ウェブ
サイトをご覧ください
か、都市計画課へお問
い合わせください。

市ウェブサイト
「屋外広告物を掲示するには」

